

八
3

授

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

爵位 陸軍

陸

陸軍大佐陶村政一叙位の件

陸軍大臣

陸軍

三
八
三
九
五

官 内 省

四
號
昇
紙

149

裏面白紙



陸軍大佐陶村政一叙位の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年八月二十二日

内閣總理大臣 吉田 茂

内閣

めくれず

裏面白紙

内閣第四八二號

起案	昭和二十五年八月	日	施行	昭和二十五年八月	日
裁可	昭和二十五年八月	廿二日	施行	昭和二十五年八月	廿二日

内閣總理大臣

内閣書記官長

陸軍大佐陶村政一叙位の件

叙位後退職

内閣

本行ハ叙位後退職ノ者ニ付
 符ヲ以テ叙位後令方取計ハ

第 四八三 號

案 起

昭和二十五年八月

日

決定

昭和

年

月

日

施行

昭和

年

月

日

閣總理大臣

内閣書記官長

軍大佐陶村政一叙位の件

叙位後退職

本行ハ叙位後退職ノ者ニ付付ニ九月十五日
付テ叙位後全方取計ハレ度
三十年
内閣

内閣

20

陸軍大臣 第四八二號

叙從四位正
昭和十五年九月五日
陸軍大臣 正五位 陶村政一

昭和十五年九月十五日附發令 陶村政一

陸軍

(附註第八・五)

00

内閣大輔位第 四八二

叙従四位
正 昭和十五年九月
位 五日
五年 昭和三十七年十月
陸軍大佐正五位 陶村政一

日誌
日行
日誌

陸軍

裏面白紙

(昭和三十八年)

152

めくれず

裏面白紙

一復業次第ニ九号

昭和二十一年八月十九日

復員廳總裁男爵柳原喜重郎

内閣總理大臣吉田 茂 殿

陸軍

陸軍大佐陶村政一進位の件上申

右は昭和二十年九月五日位階進叙資格到
 達の有ごありましたるが當時通信連絡が意の如く
 ならなかつたのと終戦後の諸種の業務の転
 替等のため手續が遅延しましたるが特に昨年
 十月内閣決議第九〇七号通牒に基いて昭和二
 十年九月五日附本叙位及命令方御取計ら
 しい願ひます。尚右者は復員後一年以内のもので
 官報不登載

(陸社紙八・五七)

九

宗秩奉以裁文書無一

海軍少佐井口博介叙位の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年九月六日

内閣總理大臣 吉田 茂

内閣